# 津島市創業支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内において新たに創業する者の負担を軽減することで、創業を促進し、地域経済の活性化及び地域の賑わい創出を図るため、予算の範囲内において津島市創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、市費補助金等交付規則（平成 10 年津島市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）創業　産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。）第２条第 30 項第１号及び第２号に規定する行為をいう。

（２）創業希望者　当該年度の２月末日までに創業を行う意思を有する個人をいう。

（３）事業所等　事務所、店舗、その他の事業の用に供する施設（キッチンカー、仮設のものを除く。）をいう。

（４）創業日　法第２条第 30 項第１号に該当する場合にあっては開業の日、法第２条第 30 項第２号に該当する場合にあっては会社の設立の日をいう。

（５）特定創業支援等事業　法第２条第 33 項に規定する事業で、津島市創業支援等事業計画に基づき、津島商工会議所及びいちい信用金庫が行うものをいう。

（６）津島駅西エリア　名鉄尾西線より西側に位置し、都市計画法第８条第１項第１号に規定する「商業地域」及び「近隣商業地域」並びに本町一丁目から五丁目をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する創業希望者とする。

（１）津島市の住民基本台帳に登録されていること又は実績報告までに登録予定であること。

（２）市内市街化区域内に補助の対象となる事業所等を新設すること。

（３）特定創業支援等事業による支援を受けた年度以後５年を経過しておらず、支援を受けたことの証明書が発行されている又は実績報告までに発行予定であること。

（４）市税を滞納していないこと。

（５）過去に本補助金の交付を受けていないこと。

（６）許認可を要する業種において創業する場合は、当該許認可を取得又は取得する見込みがあること。

（７）創業日から３年以上の事業の継続が見込まれること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
（１）津島市暴力団排除条例（平成 23 年津島市条例第３号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業を行う者
（３）フランチャイズ方式により創業する者
（４）宗教活動又は政治活動を目的とし創業する者
（５）他の者が行っていた事業を承継して創業を行おうとする者
（６）次条第１項に規定する補助対象経費の合計額が 20 万円未満の者
（７）前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

（補助対象経費）
第４条　補助金の交付の対象となる事業（ 以下「補助事業」という。）に係る経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内市街化区域内に新設する事業所等の設置に係る別表に規定する経費とする。ただし、国、県、他の市区町村の制度に基づく補助の対象となる経費を除く。
２　補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。
３　補助対象経費は、第７条第１項に規定する補助金の交付の決定を受けた日から当該日の属する年度の２月末日までの期間に支出された経費に限るものとする。

（補助金の額）
第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額又は 60 万円のいずれか低い額とする。ただし、津島駅西エリアにて事業所等を設置する場合は、補助対象経費の２分の１の額又は 90 万円のいずれか低い額とする。
２　補助金の額の決定に当たっては、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）
第６条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該年度の１月末日（以下「申請期限」という。）までに、津島市創業支援補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（１）津島市創業支援補助金の申請に係る誓約書（様式第２）
（２）津島市創業支援補助金補助事業計画書（様式第３）
（３）事業所等の場所を示す位置図
（４）補助対象経費の内容が確認できる見積書等の写し
（５）事業所等の工事費用を申請する場合は、施工箇所の工事着手前の状況を示す写真
（６）事業所等に設置する備品購入費用を申請する場合は、導入前の状況を示す写真
（７）本人確認書類の写し

（８）市税の滞納がないことを証する書類
（９）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）
第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、津島市創業支援補助金交付決定通知書（様式第４）又は津島市創業支援補助金不交付決定通知書（様式第５）により、申請者に通知する。
２　前項の交付決定通知を受けた申請者は、交付の決定を受けた日から補助対象事業に着手することができる。
３　市長は、補助金の交付決定に際し必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助事業の変更）
第８条　前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、津島市創業支援補助金補助事業変更承認申請書（様式第６）に第６条各号に掲げる書類（補助事業の変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定に影響がないものと認められる軽微な変更の場合は、この限りではない。
２　市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、津島市創業支援補助金補助事業変更決定通知書（様式第７）により、交付決定者に通知する。

（補助事業の中止又は廃止）
第９条　交付決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、津島市創業支援補助金補助事業中止・廃止承認申請書（様式第８）を、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項に規定する申請を承認したときは、津島市創業支援補助金補助事業中止・廃止承認通知書（様式第９）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）
第 10 条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の２月末日のいずれか早い期日までに、津島市創業支援補助金実績報告書（様式第 10）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（１）津島市創業支援補助金補助事業実施報告書（様式第 11）
（２）特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
（３）補助対象経費の請求額及び支払いが完了していることがわかる資料
（４）事業所等の工事費用を申請した場合は、施工箇所の工事完了後の状況を示す写真
（５）事業所等に設置する備品購入費用を申請した場合は、導入後の状況を示す写真
（６）開業届又は登記事項証明書の写し

（７）許認可を要する業種において創業した場合は、営業許可証等当該許認可を受けたことを証する書類の写し
（８）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）
第 11 条　市長は、前条の規定に基づく報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し補助事業の完了を確認し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、津島市創業支援補助金確定通知書（様式第 12）により、交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）
第 12 条　前条の規定による通知の決定を受けた交付決定者は、津島市創業支援補助金請求書（様式第 13）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）
第 13 条　市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
（１）虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付の決定若しくは交付を受けたことが明らかになったとき。
（２）この要綱又はその他法令等に違反したとき。
（３）第 10 条に規定する期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
（４）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
２　市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、津島市創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第 14）により当該交付決定者に通知するものとする。
３　市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、津島市創業支援補助金返還命令書（様式第 15）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の整備及び保存）
第 14 条　交付決定者は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係諸帳簿及び証拠書類を整備しておかなければならない。
２　前項の帳簿等は、創業日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（検査等）

第 15 条　市長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

２　市長は、交付決定者に対し、創業日以後３年間、経営状況等の報告を求めることができる。

（雑則）

第 16 条　この要綱の実施について必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表（第４条関係）

| 項目 | 補助対象経費 | 対象とならない経費 |
|---|---|---|
| 共通事項 | 津島市創業支援補助金補助事業計画書（様式第３）に記載されているもの | 津島市創業支援補助金補助事業計画書（様式第３）に記載のないもの |
| 事業所等の工事費用 | 事業所等の内装又は外装工事費、給排水設備工事費、空調設備工事費、電気又はガス工事費等 | 住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区分することができない工事費用 |
| 事業所等に設置する備品購入費用 | 事業の実施に必要な機械装置、器具及び備品の購入費等 | 汎用性の高い備品（パソコン、自動車等）、リース品、単価５万円未満の備品の購入費用 |
| 広告宣伝費用 | 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット等印刷費、ホームページ制作費等 | 創業に係る広告宣伝費用であると限定できないもの（切手、封筒等の購入費用） |